



お薬手帳、持っていますか？



あなたの1冊。お薬手帳。



-  お薬手帳は **医師・歯科医師・薬剤師** に提示して下さい。
-  **ひとり1冊** に情報をまとめましょう。



秋田県医師会・秋田県歯科医師会・秋田県薬剤師会

あなたの1冊。 お薬手帳。



 お薬手帳は **医師・歯科医師・薬剤師** に提示して下さい。

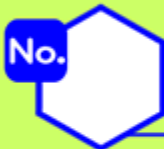
 **ひとり1冊** に情報をまとめましょう。

秋田県医師会・秋田県歯科医師会・秋田県薬剤師会

お薬手帳

- お薬手帳は、医師・歯科医師・薬剤師にご提示下さい。
- ひとり1冊に情報をまとめましょう。

氏名



年 月 日 ~ 年 月 日

社団法人 秋 田 県 医 師 会
社団法人 秋田県歯科医師会
社団法人 秋 田 県 薬 剤 師 会

病気を治療するためには、薬のことをよく知って、正しく薬を服用することが絶対条件です。

また、成り立ちや症状がでる仕組み、あるいは検査データの読み方についても勉強しておく必要があります。

薬に関しては、薬局で「お薬手帳」を渡し、これに詳しい内容を書き込むか、薬の写真とその内容を印刷した資料を貼って、説明するようになってきました。

「お薬手帳」をお渡しする理由は、より薬のことを知って載きたいからです。口頭で説明しただけでは、すぐに忘れてしまいます。繰り返し薬のことを確認していく必要もあります。

そこで、印刷物として常に確認を出来るようにしました。

「お薬手帳」は医療情報を開示するという性格を持っています。何時から、どの薬をどのくらい飲んでいけるかが分かります。また、服用したときの身体的な反応も分かります。こうした情報は、医師も必要としています。患者さんが思い出しながら話すよりも、的確な自分自身の情報を医師に提供して、さらにより良い薬物療法を受けることが出来るようになるわけです。

特に、高齢者では、各臓器の機能障害の程度によって薬の効果や現れ方が違ってきます。多くの疾病を抱え、長期にわたって複数の診療料や医療機関にかかることも多くなってきます。「お薬手帳」の機能を利用することで、過去から得られた自分自身の情報が総合的に纏められて記録できるとともに、個々の医療機関から得られた情報が散逸してしまうことが無くなります。

「お薬手帳」が開発されてきた過程で、患者さんからアンケートを取っています。その結果、「一人暮らしなので何かあったとき助かる。」「旅行したときに携帯して万が一に備える。」「話が出来なくても周りの人に分かってもらえる。」など、緊急時の対応に利用している例がありました。

「お薬手帳」を所持することは、病気や治療薬に興味を持つきっかけにもなっているようです。患者さん本位の医療が叫ばれていますが、これは患者さんご自身が医療の主体者になることにほかなりません。「お薬手帳」を持って積極的に医療に参加することが必要です。

お薬手帳

- お薬手帳は、医師・歯科医師・薬剤師にご提示下さい。
- ひとり1冊に情報をまとめましょう。

氏名

No. 年 月 日 ~ 年 月 日

社団法人 秋 田 県 医 師 会
社団法人 秋 田 県 歯 科 医 師 会
社団法人 秋 田 県 薬 剤 師 会

医療機関へのお願い

『お薬手帳』には、患者さんの薬の服用歴などを記録しています。処方の際に、ご参考下さい。

また、医療機関で直接与薬する場合には、処方等をご記入下さいますようお願い申し上げます。

おくすり手帳の使い方と利点

外出時 携帯	医師・薬剤師への質問はメモ帳を利用しましょう。	病院・医院 歯科医院 提出	毎回、医師に提出して、確認してもらいましょう。
帰宅時 保管	もらった薬の記録になりますので大切に保管しましょう。	薬局 提出	毎回、薬剤師に提出しましょう。薬剤師は薬歴をチェックし、薬を調剤します。

健康保険法により、情報提供にあつては、患者一部負担金をいただきます

2009年4月改訂版

あなたの大切な情報

氏名 男・女
 生年月日 年 月 日
 住所 〒
 (e-mail)
 電話番号
 F A X 番号
 緊急時の連絡先
 血液型 型 (Rh + -)

主な既往歴 (疾病名)
 アレルギー性疾患 ()
 肝障害 ()
 心疾患 ()
 腎疾患 ()
 消化器疾患 ()
 感染症 ()
 その他
 ドーピング・コントロール (必要 ・ 不必要)

※詳細は医師、歯科医師、薬剤師に記入してもらって下さい。

副作用歴 (有 ・ 無)

お薬の名前	副作用の状況
.....
.....
.....
.....

アレルギー歴 (有 ・ 無)

お薬の名前	食べ物
.....
.....
.....
.....
.....

病院薬剤師からの説明内容

病院名

担当薬剤師

指導日 (入院・外来) 年 月 日

薬の内容 手書記載 印刷貼付 手書・印刷併用

薬の説明 別紙説明 手帳利用による口頭説明

薬の管理 自己管理 家族
 その他 (管理者:)

調剤上の留意点 あり なし

その他 (服用上の注意点等)

年.月.日 処方内容

年.月.日	処方内容
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

【医師・歯科医師・薬剤師からのコメント】

.....

年 月 日 記載者:

年.月.日	処方内容
...	
...	
...	
...	
...	
...	
...	
...	
...	
...	
...	
...	
...	
...	
...	
...	

【医師・歯科医師・薬剤師からのコメント】

年 月 日 記載者：

お薬手帳の利用方法

- 1 病院・診療所・歯科にかかる時には必ず持参し、医師・薬剤師に見せましょう。
- 2 お薬手帳は、お薬の飲み合わせを確認し、重複を防ぐために、1冊にまとめましょう。
- 3 薬局・薬店で市販の薬を買ったときにも記録しましょう。
- 4 病院や薬局でお薬の説明書を渡されたときには、一緒に保管しましょう。
- 5 お薬について、わからないこと、困ったことがあれば空欄にメモしましょう。
- 6 お薬手帳の記録は、ご自身が服用した薬の記録です。大切に保管しましょう。
- 7 もしもの時…常に携帯すれば、急病・事故・災害時に、より適切な治療が受けられます。

『処方せん』についての知識

- 1 処方せんは公文書です。大切に取り扱いましょう。
- 2 有効期間は、期日の指示がないかぎり、発行日から4日間です。
- 3 処方せんには、交付日・処方医名・医薬品名・1日分の量・飲み方・使い方・日数が書いてあります。

「医薬品副作用被害救済制度」をご存じですか？

- この制度は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく公的制度です。
- 医薬品を正しく使用したにもかかわらず、入院を必要とするなどの重篤な副作用が生じた場合には、医療費、医療手当、障害年金、遺族年金などの救済給付が行われます。
- 救済制度の解説書や救済給付の請求に必要な請求書などは、医薬品医療機器総合機構に用意しており、相談窓口へ申し込みれば無料で入手できます。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構健康被害救済部
救済制度相談窓口 tel.0120-149-931（フリーダイヤル）
〒100-0013東京都千代田区麹町3-3-2 新麹ヶ岡ビル10F